

確定拠出年金(企業型)

# 障害給付金 ご請求手続きのご案内

障害給付金とは確定拠出年金の給付のひとつで、  
一定の障害状態となった場合に受け取ることができる給付金です。  
ご請求にあたりましては、こちらのご案内をご一読いただき、必要書類をご提出ください。



# INDEX

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| お受け取りまでの流れ .....      | P.3     |
| 受給要件 .....            | P.4     |
| 受取方法 .....            | P.5     |
| 必要書類の一覧 .....         | P.6~7   |
| 記入例 .....             | P.8~10  |
| よくあるご質問 .....         | P.11~12 |
| ご相談・お問い合わせ先について ..... | P.13    |

# お受け取りまでの流れ

## 1 障害給付金の受給要件と受取方法の確認 … P.4～5

P.4に記載の受給要件に該当することをご確認ください。

### 〈ご注意事項〉

- ▼ 老齢給付金を受け取っている途中で障害給付金の受給要件に該当することとなった場合は、再度裁定請求を行い、障害給付金として受け取ることで非課税の取扱いとなります。

## 2 必要書類の準備 … P.6～7

加入者の場合 … 会社のご担当窓口にご連絡いただき、裁定請求書等の必要書類をお受け取りください。

加入者資格を喪失した場合 … 三井住友信託確定拠出年金コールサービスにお問い合わせください。裁定請求書等の必要書類をお送りいたします。

- ▼ ※60歳未満で資格喪失された方は、資格喪失日の翌月から6カ月以内に手続きを済ませてください。期限内に手続きが完了していない場合、資産が国民年金基金連合会に自動的に移換されてしまうため、当該資料でご案内している手続き方法ではお受け取りができない場合があります。

## 3 裁定請求書などの記入・提出 … P.8～10

裁定請求書などに必要事項を記入いただき、その他必要書類とともにご提出ください。

加入者の場合は会社のご担当窓口、加入者資格を喪失した場合は弊社宛にお送りください。

### 〈ご注意事項〉

▼ 書類のご提出後に運用商品の預替を行うと受給できるタイミングが遅くなる可能性がございます。また、売却のタイミングを指定することはできません。相場変動の影響が気になる方は、手続き書類提出前に元本確保型商品等、時価評価額の変動が少ない商品への預替をご検討ください。

## 4 障害給付金の受け取り

●「給付金支払のお知らせ」または「給付裁定結果のお知らせ」が送付され、障害給付金が支給されます。

支払い予定日・金額等はこちらのお知らせでご確認ください。

(一時金の場合は不備のない書類を受け付けてから入金までに、1～2カ月程度かかります。

年金の場合は、年1回払いなど、少ない支給回数を選択すると、初回の支給日が最大1年以上先となる場合がございます。)

●障害給付金は、非課税となります。

# 受給要件

75歳までに病気や事故などにより以下の受給要件に当てはまる障害状態に該当した場合は、確定拠出年金の今まで積み立てた資産(年金受け取り中も含む)を障害給付金として受け取ることができます。

## 受給要件

障害基礎年金の受給者

身体障害者手帳(1級から3級までの者に限る)の交付を受けた者

療育手帳(最重度、重度の者に限る)の交付を受けた者

精神障害者保健福祉手帳(1級及び2級の者に限る)の交付を受けた者

### 〈ご注意事項〉

- 上記の受給要件に該当しても、給付を希望しない場合は、手続きの必要はありません。
- 障害の重度の判定・療育手帳の名称は居住地域によって異なる場合がございます。

# 受取方法

受取方法は以下の3通りになります。なお、いずれの方法を選択した場合も**障害給付金は非課税となります。**

## 一時金

これまで積み立てた資産の**全額を一括して**受け取る方法です。  
《手数料について》給付事務手数料が給付金から差引かれて送金されます。

## 併給

これまで積み立てた資産の**一部を一時金、残りを年金**として受け取る方法です。

## 年金

これまで積み立てた資産を**複数回に分けて(分割して)**受け取る方法です。年金で受け取りの場合は「年金計画作成のお知らせ」が別途必要となります。三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。なお、年金商品は60歳以上の方のみ指定することができます。

《手数料について》年金の支給の際に毎回給付事務手数料が給付金から差引かれて送金されます。  
**受け取り期間中も別途、所定の手数料がかかります。**

※ご退職された会社が負担する場合もございます。手数料の詳細(自己負担の有無・金額)については、「プランのポイント」で確認するか、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

※障害給付金の受取方法はプランによって異なりますので注意してください。詳細は「プランのポイント」で確認するか、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

年金での受け取りを選択したケースでも、5年以上給付を受けた後、残額を一時金で受け取るように変更することが可能です。  
また、一定期間ごとに年金計画を見直し、変更することも可能です。

※プランや商品によっては受取方法を変更することができない場合もありますので、詳細は「プランのポイント」で確認するか、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

一度裁定請求を行い支給可能となった資産は、**障害の状態から回復した場合でも受け取ることができます。**

# 必要書類の一覧 (受取人本人が記入する場合)

| 帳票名   | 備考   |
|---|--|
| <p>裁定請求書(障害一時金) (ID 32051) </p> <p>または 裁定請求書(年金、年金・一時金併給)<br/>・(商品選択一覧) (ID 32002) </p> | <p>P.8～10の記入見本を参照して、記入・実印(印鑑証明書の印)または認印を押印ください。</p> <p>※年金で受け取る場合は、P.9の裁定請求書(年金、年金・一時金併給)とあわせてP.10の裁定請求書(商品選択一覧)の記入も必要となります。</p> <p>※裁定請求書(商品選択一覧)において商品数が1枚におさまらない場合は、<br/>裁定請求書(商品選択一覧)(別紙)  もご利用ください。</p>  |
| <p>受取人本人の印鑑証明書</p>  | <p>発行から3カ月以内の原本をご提出ください。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>印鑑証明書に替わり、以下のいずれかの書類を代替書類とすることが可能です。<br/>(氏名・住所・生年月日が裁定請求書の記入内容と一致していることが必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民票(3カ月以内の原本)</li> <li>● 戸籍謄本・抄本(住所確認のため戸籍の附表がついた3カ月以内の原本)</li> <li>● 在留カードのコピー(有効期限内)</li> <li>● 運転免許証のコピー(有効期限内。新住所が裏面に記載されているときは裏面コピーも必要。)</li> <li>● パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)</li> <li>● 個人番号カードのコピー(写真面)</li> <li>● 特別永住者証明書のコピー(有効期限内)</li> <li>● 写真付住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)</li> <li>● 運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)</li> </ul> </div> <p>◆「健康保険証のコピー」は代替書類に含まれません。</p>                    |
| <p>高度障害を証する以下のいずれかの書類のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害年金証書(1～2級)</li> <li>・身体障害者手帳(1～3級)</li> <li>・療育手帳(最重度、重度または重度以上)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)</li> </ul>   | <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>「身体障害者手帳」「療育手帳」<br/>「精神障害者保健福祉手帳」を提出する場合には、<br/>その <b>①手帳名 ②交付日 ③氏名 ④生年月日</b><br/><b>⑤障害の程度</b>が確認できる箇所のコピーをご提出ください。</p> </div> <div style="flex: 0.5; text-align: center;">  <p>①<br/>身体障害者手帳<br/>●●●● 県</p> </div> <div style="flex: 1;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>必ず<b>①～⑤</b>を確認できる箇所全てが漏れなくコピーされていることをご確認ください。</p> </div>  </div> </div> |

# 必要書類の一覧(受取人本人以外が代理記入する場合)

受取人が怪我などにより裁定請求書に記入できない場合は、配偶者または3親等以内の親族による代理記入を可能としています。

(「親等」とは、親族関係の距離を表す単位のことです。受取人本人またはその配偶者から見て、1親等:父母、2親等:祖父母、孫、兄弟姉妹、3親等:曾祖父母、曾孫、おじ・おば、おい・めいとなります。なお、受取人の血族(血縁関係のある方)の場合、その方の配偶者も同じ親等となります。)

| 帳票名   | 備考  |
|---|---|
| 裁定請求書(障害一時金) (ID 32051)  または<br>裁定請求書(年金、年金・一時金併給)<br>・(商品選択一覧) (ID 32002)  | P. 8～10の記入見本を参照して、記入・実印(印鑑証明書の印)または認印を押印ください。<br>(受取人本人と代理記入をする方、両方の押印が必要となります。)<br>※年金で受け取る場合は、P.9の裁定請求書(年金、年金・一時金併給)とあわせてP.10の裁定請求書(商品選択一覧)の記入も必要となります。<br>※裁定請求書(商品選択一覧)において商品数が1枚におさまらない場合は、<br>裁定請求書(商品選択一覧)(別紙)  もご利用ください。 |
| 受取人本人の印鑑証明書   | 発行から3カ月以内の原本をご提出ください。受取人本人の印鑑証明書は、代替書類での手続きができません。代替書類についてはP. 6をご確認ください。  |
| 高度障害を証する以下のいずれかの書類のコピー<br>・障害年金証書(1～2級)<br>・身体障害者手帳(1～3級)<br>・療育手帳(最重度、重度または重度以上)<br>・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)   | 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を提出する場合には、<br><b>その ①手帳名 ②交付日 ③氏名 ④生年月日 ⑤障害の程度</b> が確認できる箇所のコピーをご提出ください。  |
| 代理記入をする方の印鑑証明書  | 発行から3カ月以内の原本をご提出ください。<br><b>代理記入をする方の印鑑証明書は代替書類での手続きはできません。</b>   |
| 受取人と代理記入する方との関係がわかる公的書類   | 配偶者または3親等以内の親族であることがわかる「戸籍謄本」「世帯全員の住民票」のいずれかをご提出ください。   |

◆裁定請求書に指定する送金先口座は受取人名義の国内口座に限ります。

◆代理記入をする方と受取人と受給権者の関係によっては、別途書類の提出を求める場合があります。

◆受取人本人の意思確認が出来ない等の理由により代理請求を行う場合は三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

# 記入例 裁定請求書(障害一時金)(ID32051)

不明の場合は、会社のご担当窓口へ  
ご照会ください。

実印(印鑑証明書の印)または認印を  
押印ください。

本人確認書類と同じ字体で記入してください。  
例 印鑑証明書…「澤田」  
記入……………「澤田」○ 「沢田」×  
カナは口座名義と一致しているか確認してください。

本人確認書類と同じ住所を記入してください。

受取人本人の口座を記入してください。  
原則、国内口座に限ります。  
※金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ記入  
してください。  
("銀行""支店"等の○印も正確に記入してください。)  
※口座番号が7桁未満のときは右づめで記入してください。  
※【①金融機関選択の方で、「預金種目:当座預金」を  
ご希望の場合】普通預金を二重線で抹消し、「当座  
預金」とご記入ください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で  
抹消し、受取人氏名横に押印いただいた  
ご印鑑で訂正印を押印ください。

《訂正例》 中央区銀座  
東京都千代田区大手町1-1-1

32051 確定拠出年金 裁定請求書(障害一時金)

記入上の注意

運営管理機関名 三井住友信託銀行株式会社 御中 経由 依頼年月日(西暦) 20●●年●●月●●日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中 運営管理機関受付年月日 (裁定請求日) (西暦) 記入不要

プラン番号 04 05 06 07 08 09 10

プラン名 ○○確定拠出年金プラン

企業コード/プランコース 1 2 3 4 5 6 7 8 企業名/プランコース名 ○○○○株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 従業員番号(注2)

加入者氏名 年金 太郎

裁定請求書(注3)は、障害一時金(注4)の裁定を請求いたします。  
本請求を行うにあたり、運営管理機関、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、「NRK」)および運用商品販売会社  
が支払い業務に必要な範囲で個人情報を利用することに同意いたします。

裁定請求者兼受取人 自署のうえ実印(印鑑登録証明書)をご捺印ください。

受取人 フリガナ ネンキン タロウ (名) 実印 TEL (03)△△△△-□□□□

住所 〒1 2 3 4 5 6 7 東京都太田区田園調布△-△-△

親権者、後見人、又は代理人氏名(注3)※ フリガナ (名) 実印

送金先口座情報 ①金融機関または②ゆうちょ銀行のどちらか一方を選択して記入ください。なお、普通預金以外の口座は指定できません。

|         |         |            |                     |
|---------|---------|------------|---------------------|
| 金融機関コード | 0 1 2 3 | 金融機関名      | フリガナ ヘイ 金融機関名 丙     |
| 支店コード   | 4 5 6   | 本支店名       | フリガナ マルノウチ 本支店名 丸の内 |
| 預金種目    | 普通預金    | 口座番号(右づめ)※ | 1 2 3 4 5 6 7       |
| ②ゆうちょ銀行 | 記号※ 1 0 | 番号(右づめ)※   | 1                   |

口座名義人 受取人氏名と同じ

運営管理機関特記欄 記入不要

NRKネットワーク使用欄 運営管理機関使用欄 企業/受付金融機関特記欄 記入不要

QRコード 32051

裁定請求者-企業/受付金融機関-運営管理機関-NRKネットワーク 保存期間 7年 32051①24.06

書類の記入日を記入してください。

※ご注意ください。

◆送金口座の記入誤りにより送金不能になった場合、新たに書面で正当な口座の通知を受けた後、再送金することになりますので、ご入金が遅れます。金融機関の合併等により金融機関名・支店名が変更になっている場合などもありますので、確認のうえ正確に記入してください。  
◆控えが必要な場合はコピーしてからご提出ください。

日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。携帯電話でも問題ございません。

～代理記入・代理請求の場合～

【代理記入の場合】

受取人本人が記入できず、他の方が記入する場合は、原則として3親等以内の親族が代理人として自署のうえ実印(印鑑証明書の印)で押印し、あわせて印鑑証明書もご提出ください。  
※受取人欄の押印は認印または実印で押印ください。

【代理請求の場合】

受取人本人の意思確認が出来ない等の理由により、代理請求を行う場合は代理人として自署のうえ実印(印鑑証明書の印)で押印ください。  
ご提出書類は別途三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。  
※受取人欄の押印は不要です。

# 記入例 裁定請求書(年金、年金・一時金併給) (ID32002)

※P.10の裁定請求書(商品選択一覧)とあわせてご提出ください

不明の場合は、会社のご担当窓口へ  
ご照会ください。

「障害給付金(年金)」または  
「障害給付金(年金・一時金併給)」に  
チェックしてください。

実印(印鑑証明書の印)または認印を  
押印ください。

本人確認書類と同じ字体で記入してください。

例 印鑑証明書…「澤田」  
記入……………「澤田」○ 「沢田」×  
カナは口座名義と一致しているか  
確認してください。

本人確認書類と同じ住所を記入してください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で  
抹消し、受取人氏名横に押印いただいた  
ご印鑑で訂正印を押印ください。

《訂正例》 中央区銀座

東京都千代田区大手町1-1-1

※ご留意ください。

◆送金口座の記入誤りにより送金不能になった  
場合、新たに書面で正当な口座の通知を受けた  
後、再送金することになりますので、ご入金  
が遅れます。金融機関の合併等により金融機関名・  
支店名が変更になっている場合などもあります  
ので、確認のうえ正確に記入してください。

◆控えが必要な場合はコピーしてからご提出くだ  
さい。

| 32002 確定拠出年金   |   | 裁定請求書(年金、年金・一時金併給) |                     |
|--|---|--------------------|---------------------|
| 運営管理機関名  | 三井住友信託銀行株式会社  | 御中                 | 経由                  |
| 依頼年月日(西暦)  | 20●●年●●月●●日   |                    |                     |
| 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中   | 運営管理機関受付年月日<br>【裁定請求日】(西暦)  | 記入不要               |                     |
| プラン番号  | 1 2 3 4 5 6   | プラン名               | ○確定拠出年金プラン          |
| 企業コード/プランコース   | 2 0 0 0 0 5 3 1   | 企業名/プランコース名        | ○●●● 株式会社           |
| 加入者番号(注1)  | 0 0 0 0 6 4 5 7 1 2   | 従業員番号(注2)          |                     |
| 加入者氏名  | 年金 太郎   |                    | 性別(注3)              |
| 生年月日(西暦)(注3)   | 1 9 × × 年 0 4 月 1 2 日   | 基礎年金番号(注3)         | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 |
| 注1 加入者番号は、加入者本人が加入した年金プランの加入者番号です。加入者本人が加入した年金プランの加入者番号が不明な場合は、加入者本人が加入した年金プランの加入者番号を記入してください。加入者番号の記入は、加入者本人の記入が必須です。加入者番号の記入が不明な場合は、加入者本人の記入が必須です。加入者番号の記入が不明な場合は、加入者本人の記入が必須です。 |   |                    |                     |
| 注2 従業員番号は、加入者本人が勤務している企業の従業員番号です。従業員番号の記入は、加入者本人の記入が必須です。従業員番号の記入が不明な場合は、加入者本人の記入が必須です。従業員番号の記入が不明な場合は、加入者本人の記入が必須です。  |   |                    |                     |
| 注3 生年月日、性別、基礎年金番号は、加入者本人の個人情報を記載した書類(印鑑証明書、住民票、年金記録等)に基づき、加入者本人の記入が必須です。生年月日、性別、基礎年金番号の記入が不明な場合は、加入者本人の記入が必須です。生年月日、性別、基礎年金番号の記入が不明な場合は、加入者本人の記入が必須です。                             |   |                    |                     |
| 裁定事由   | <input type="checkbox"/> 老齢給付金(年金) <input checked="" type="checkbox"/> 障害給付金(年金)  |                    |                     |
| ※  | <input type="checkbox"/> 老齢給付金(年金・一時金併給) <input type="checkbox"/> 障害給付金(年金・一時金併給) |                    |                     |
| 裁定請求者兼受取人  | 自署のうえ実印(印鑑登録証明書)をご捺印ください。   |                    |                     |
| 氏名   | 年金 太郎   | 氏名                 | 年金 太郎               |
| 受取人住所  | 東京都太田区田園調布△-△-△   |                    |                     |
| 送金先口座情報  | ①金融機関または②ゆうちょ銀行のどちらか一方を選択して記入ください。なお、普通預金以外の口座は指定できません。                           |                    |                     |
| ①金融機関  | 金融機関コード   | 1 2 3 4            | 金融機関名               |
|  | 支店コード   | 5 6 7              | 本支店名                |
|  | 預金種目  | 普通預金               | 口座番号(右づめ)           |
| ②ゆうちょ銀行  | 記号  | 1 0                | 番号(右づめ)             |
| 口座名義人  | 受取人氏名と同じ  |                    |                     |
| 年金・一時金併給を選択し、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない方は、下記の内容をご確認ください。   |   |                    |                     |
| 記入不要   |   |                    |                     |

書類の記入日を記入してください。

～代理記入・代理請求の場合～

【代理記入の場合】  
受取人本人が記入できず、他の方が記入する場合は、原則として3親等以内の親族が代理人として自署のうえ実印(印鑑証明書の印)で押印し、あわせて印鑑証明書もご提出ください。  
※受取人欄の押印は認印または実印で押印ください。

【代理請求の場合】  
受取人本人の意思確認が出来ない等の理由により、代理請求を行う場合は代理人として自署のうえ実印(印鑑証明書の印)で押印ください。  
ご提出書類は別途三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。  
※受取人欄の押印は不要です。

日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。携帯電話でも問題ございません。

受取人本人の口座を記入してください。  
原則、国内口座に限ります。  
※金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ記入してください。  
(「銀行」「支店」等の○印も正確に記入してください。)  
※口座番号が7桁未満のときは右づめで記入してください。  
※【①金融機関選択の方で、「預金種目:当座預金」をご希望の場合】普通預金を二重線で抹消し、「当座預金」とご記入ください。



# よくあるご質問

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| <b>Q1</b> | <b>受け取り金額を知りたい場合は<br/>どうしたらよいでしょうか。</b>                      |  <p>運用商品の現金化が完了して入金日が決定すると、「給付金支払のお知らせ」が日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社（NRK）から受取人へ送付されます。支払予定日・金額等はそのお知らせでご確認ください。<br/>参考までに、現時点での拠出金の累計額や損益などについては、「三井住友信託ライフガイド」の加入者様専用ページよりご確認ください。</p> |
| <b>Q2</b> | <b>請求からお支払いまで<br/>どのくらい時間がかかりますか。</b>                        |  <p>保有商品や掛金・移換金の状況等によって異なりますが、三井住友信託銀行にて不備の無い書類を受け付けてから1～2カ月程度かかります。<br/>年金の場合は、年1回払いなど、少ない支給回数を選択すると、初回の支給日が最大1年以上先となることがあります。</p>  |
| <b>Q3</b> | <b>受給要件に該当した場合、<br/>必ず手続きが必要ですか。</b>                         |  <p>該当しても給付を希望しない場合は、手続きの必要はありません。</p>   |
| <b>Q4</b> | <b>手続き期限はありますか。</b>  |  <p>加入者・運用指図者の場合は、受給権取得後～75歳までの間いつでも受け取り手続きが可能です。</p>  |
| <b>Q5</b> | <b>60歳未満で加入者資格を喪失した後も、<br/>受け取ることはできますか。</b>                 |  <p>加入者資格を喪失している場合であっても、受給要件を満たしていれば手続きいただけます。<br/>ただし、資格喪失日の翌月から6カ月以内に手続きいただく必要があります。</p>   |
| <b>Q6</b> | <b>確定拠出年金制度に加入する前に<br/>障害状態になっていた場合でも、<br/>受け取ることはできますか。</b> |  <p>請求時に受給要件を満たしていれば、受け取ることが可能です。</p>  |

# よくあるご質問

|            |  |  |
|------------|--|--|
| <b>Q7</b>  | 在職中に障害給付金を受け取ることはできますか。▶                                       | 受給要件を満たせば、在職中でも受け取ることが可能です。<br>また、加入者が受給要件を満たして受け取りを開始した場合でも、加入者資格を喪失しなければ継続して掛金が拠出されます。<br>60歳に至るまで掛金が拠出されている間であれば、複数回障害給付金の裁定請求を行うことが可能です。(年金商品を選択した場合、受給期間中は裁定請求を行うことはできません。) |
| <b>Q8</b>  | 年金で受給中の場合、障害状態から回復しても受け取り続けることができますか。▶                         | 一度裁定で支給可能となった資産は、障害の状態から回復した場合でも失権せず、受け取り続けることが可能です。   |
| <b>Q9</b>  | 障害年金(厚生年金)を受給していた場合、重複して受け取ることはできますか。▶                         | 重複して受け取ることが可能です。   |
| <b>Q10</b> | 障害給付金は課税対象ですか。▶  | 障害年金、障害一時金は非課税とされ、源泉徴収は行われません。   |
| <b>Q11</b> | 老齢給付金を年金で受給中です。未払年金について障害給付金で受給することはできますか。また、その場合の税金はどうなりますか。▶ | 未払年金について、障害給付金で受給することは可能です。<br>また、障害給付金として受給する分のみ非課税となります。   |
| <b>Q12</b> | 印鑑証明書、戸籍、住民票はコピーを使用することはできますか。▶                                | 改ざん等の可能性がございますので、原本でのご提出をお願いしております。  |
| <b>Q13</b> | 印鑑証明書、戸籍、住民票は確認したらすぐ返してもらえますか。▶                                | 原則ご返却はいたしかねます。やむを得ない場合は、会社のご担当窓口経由で三井住友信託銀行までお問い合わせください。   |
| <b>Q14</b> | 受取人本人以外が代理記入して裁定請求をする場合、送金先を代理記入した方の口座にすることはできますか。▶            | 送金先は受取人本人の国内口座に限ります。   |

## ご相談・お問い合わせ先について

当ご案内では、「受取人本人が裁定請求する場合」「受取人本人以外が代理記入して裁定請求する場合」の手続きを記載しております。受取人本人の意思確認ができない等の理由により代理請求を行う場合の手続きは、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

さらにご不明点がある場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービスをご利用ください。



ご請求者の方のご相談・  
お問い合わせ先  
(携帯電話からも無料です)

三井住友信託確定拠出年金コールサービス

通話料  
無料

**0120-996-401**

最新のオペレーター受付時間は「三井住友信託ライフガイド」のお問い合わせ先をご確認ください。

※お客様の電話・回線のご契約状況により、繋がらない場合がございます。